

ワーキング・グループの運営について

令和 4 年 5 月 9 日

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討WG座長決定

「計画実行・監視専門調査会運営規則」（令和 3 年 5 月 12 日計画実行・監視専門調査会決定）に準じ、ワーキング・グループの運営について、以下のとおり定める。

1 開催方法

ワーキング・グループは、原則として、オンラインで開催する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、対面で開催する場合もある。

2 議事の公表の在り方

（1）ワーキング・グループは、非公開とする。

（2）ワーキング・グループの終了後速やかに、配布資料を公表する。また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。